

世田谷区基本計画（骨子）

令和5年5月

世田谷区

目 次

第1章 計画の策定について	・ ・ ・ ・ 1
1. 計画策定にあたって	
2. 計画の位置づけ・期間	
3. 計画の進行管理	
第2章 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ 2
1. 社会動向	
2. 将来人口推計（令和4年7月推計）	
3. 財政状況	
4. 目指すべき未来の世田谷の姿	
第3章 基本方針	・ ・ ・ ・ 6
1. 区政が目指すべき方向性	
2. 計画の理念	
3. 地域経営の考え方	
第4章 政 策	・ ・ ・ ・ 9
1. 重点政策	
2. 分野別政策	
第5章 計画実行の指針	・ ・ ・ 14
1. 計画実行の指針	
第6章 持続可能な自治体経営	・ ・ ・ 17
1. 多様な主体との連携強化による経営力の向上	
2. 区民目線による行政サービスの向上	
3. 経営資源の最適化	
基本計画体系図	・ ・ ・ 18

【世田谷区基本構想（平成25年9月議決）に定める「九つのビジョン」】

- ・ 個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- ・ 子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- ・ 健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- ・ 災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- ・ 環境に配慮したまちをつくる
- ・ 地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- ・ 文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- ・ より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- ・ ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

第1章 計画の策定について

1. 計画策定にあたって

世田谷区基本計画は、区政運営の基本的な指針であり、中長期的な展望を踏まえ、向こう8ヵ年の政策・施策を総合的かつ体系的に明らかにする最上位の行政計画です。

基本計画は、計画の意義を示す「計画策定の背景」、区政が目指すべき方向性や計画の理念を定めた「基本方針」、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策である「重点政策」、各分野の政策・施策の全体像を明らかにする「分野別政策」、計画に掲げる施策の推進にあたり必ず考慮すべき指針である「計画実行の指針」、目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向けた「持続可能な自治体経営」の各章で構成します。

世田谷区は、平成25年9月に区議会で議決された世田谷区基本構想のもと、マッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により取組みを進めてきました。区制100周年を見据え、新たな基本計画において、基本構想に込められた目標や理念の実現に向けたさらなる取組みを進めていきます。

2. 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

基本計画は、区民生活のニーズと世田谷区の抱える課題に対して、区民とともに実現を目指す将来目標を設定し、向こう8年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画です。また、区の各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針の役割を果たします。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年(2024年)度から令和13年(2031年)度までの8年間とします。

3. 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理

行政評価を通じて検証・評価を実施することで、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。



第2章 計画策定の背景

1. 社会動向

世田谷区の総人口は、地価高騰が顕著であった時期と並行するように昭和62年（1987年）から減少し、その後、平成7年（1995年）以降は一貫して増加してきましたが、令和4年（2022年）に減少に転じ、今後もこれまでのような右肩上がりの人口増加は見込めない状況に直面していきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生命や健康のみならず、地域コミュニティや社会経済活動にも重大な影響を及ぼしました。さらに、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発など災害が常態化しており、区民の日常生活を脅かしています。こうしたこれまでに前例のない地球規模のパンデミックや気候危機が、区政の根幹を揺るがしかねない事態となっています。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻などの世界情勢に起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増しています。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、区政には大きな転換が求められています。

2. 将来人口推計（令和4年7月推計）

区の総人口は、平成7年（1995年、775,759人）に減少から増加に転じ、令和3年（2021年）には920,372人となりました。これは、転入が転出を上回る「転入超過」が一貫して続いたことによるものです。

しかし、令和4年（2022年）の総人口は再び減少に転じ、916,208人となりました。要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、転入者数が減少、転出者数が増加したことによる「転出超過」や、入国が制限されたことによる外国人人口の減少があげられます。また、これまでも増加傾向であった死亡数が、減少傾向であった出生数を上回る「自然減」となったこともあげられます。

区の将来人口推計では、令和6年（2024年）まではコロナ禍からの回復期と考え、令和7年（2023年）以降は微増傾向が続きますが、令和21年（2039年）922,770人をピークに減少に転じ、逡減する見込みとなっています。

年齢3階層別人口では、移動の影響を受けやすい生産年齢人口（15-64歳）は、コロナ禍の影響が続く令和6年まではいったん減少するが、その後増加に転じ、令和9年（2027年）をピークに減少すると推計しています。移動の影響を受けにくい、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加し、年少人口（0-14歳）は逡減すると推計しています。

3. 財政状況

国の経済見通しは、「景気が持ち直していくことが期待されるものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とし

ています。一方で、令和5年（2023年）1月の実質賃金は、前年同月比で△4.1%となり、平成3年（1991年）以降で最大の減少幅となりました。こうした中、国は、地方創生臨時交付金による低所得世帯支援をはじめとした原油価格・物価高騰対策（令和5年3月28日閣議決定）の実施を決定したところですが、物価高の収束は当面見通すことが難しく、低・中間所得層の世帯が大部分を占める世田谷区においても、区民生活の実態は依然として厳しい状況にあります。

区の財政状況は、令和5年度当初予算においては、歳入の根幹である特別区税、特別区交付金ともに前年度から増収を見込んだものの、ふるさと納税の影響や世界的な景気後退への懸念など、予断を許さない状況が継続しています。こうした状況下においても、子ども・子育て関連施策や社会保障関連経費、道路・公園等の都市基盤整備、本庁舎等整備や区立小中学校をはじめとする公共施設の改築・改修、大規模自然災害への備え、さらにはエネルギー価格・物価高騰等への対応など、増加する行政需要に対し、将来を見据えながら着実に対応していかなければなりません。

4. 目指すべき未来の世田谷の姿

世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性などを守り育て、子どもや若者の世代へと引き継いでいくためには、まずは区民の人権が尊重され、生命と健康を守ることに最優先に取り組み、より安定した生活基盤の構築に努め、区民の安心感を確保することが何よりも大切です。また、安心感の確保に留まることなく、社会の閉塞感を打破し、今後世田谷区が自治体としてさらなる発展を遂げていくためには、わくわく感の創出により人や社会に幸福感や肯定感を生み出し、レジリエンス^{※1}を高めながら、参加意欲や行動意欲の醸成を図ることが重要です。さらに、多様性を尊重し活かしていく視点から幅広い参加機会を確保したうえで、参加と協働の基盤を強化し、持続可能な未来を確保していく必要があります。

持続可能な未来とは、地球環境や生態系が適切に維持保全され、将来世代が必要とするものを損なうことなく選択肢や可能性が広がる未来のことです。区民生活、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営における現状と課題を踏まえたうえで、目指すべき持続可能な未来の姿をしっかりと見据え、その実現に確実に寄与する政策を明確にして推進していく必要があります。

（1）区民生活について

区民生活については、人と人とのつながりの希薄化や町会・自治会への加入率低下が進むなか、長期化するコロナ禍が地域コミュニティの分断に追い打ちをかけてきたことで、社会的な孤立や孤独が大きな問題となっています。区民の生命と健康を守るため、日常生活における必要な支援をはじめ、すでに確保されたベーシックサービスについてはこれを堅持することを最優先するとともに、住民同士が多様性を尊重しながらつながりを深め、相互に助け合える関係性を築けるよう、誰もが様々な活動に参加し、多様な出会いにつながる機会・場の創出を図るなど、住民の参加意欲や行動意欲の醸成につながるポジティブなまちづくりを進めることが重要です。また、地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、住民が主体的に地域課題に向き合うとともに、

¹ 困難な状況をしなやかに乗り越え適応する力

区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせること
で、新たな価値を創造しながら公共のあり方を再構築するような住民自治の実現を目指す
必要があります。

人口減少の兆候や少子高齢化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子ども・若者が住みた
くなるまちの実現が不可欠です。子ども・若者を権利の主体として位置づけ、自分たち自
身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてた施策展開
を図るとともに、子どもを生き育てやすい環境と若者が活躍できる環境の整備を進める必
要があります。

学校教育も大きな転換期を迎えています。個に応じた多様な学びを一層重視して学びの
質的転換を進め、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが生き生きと学べ
る新たな学校教育を目指していく必要があります。また、子どもの将来性や可能性を保障
するため、多様な学びの場を確保することが重要です。

今般の急変する社会状況に対応していくためには、状況に応じて必要な知識や情報を随
時習得していくことが不可欠であり、学校教育に加え、あらゆる世代を対象とした教育の
重要性が増しています。地域の多様な社会資源と連携、協働し、生涯学習の基盤を整え、
誰もが生涯を通じて何度でも学び直すことができる環境を整備する必要があります。

(2) 地域経済について

地域経済については、コロナ禍以降、リモートワークが進み職住一体も見られるようにな
り、地域の中で「働く」ということがますます重要視されてきています。また、区民生活
をベースとする起業や創業も区内で活発に見受けられるようになってきました。事業所
や企業による既存産業の振興に加え、区民も産業振興の主体に含め、起業家の輩出や育成
を支える基盤づくり、地域社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジ
ネスの振興などを進める必要があります。

(3) 都市基盤について

都市基盤については、区民が安全で快適に暮らし続けられるまちの実現に向け、社会イン
フラの計画的な整備・維持・更新に取り組むとともに、防災・減災の視点を加味した災
害に強い街づくりを進める必要があります。また、区民の利便性向上に向け、公共交通環
境の維持保全、整備拡充を図るとともに、地域や文化に根差した歴史ある風景、街並み
を守りつつ、区内外の人々を惹きつけ、居住地として選ばれる新たな魅力と活力が感じら
れる都市の創出を図ることも重要です。

(4) 自然環境について

自然環境について、人と自然が支え合い地球環境の健全性を維持していくことは、世田
谷の取り組みだけでは困難です。世田谷のことだけを考えるのではなく、他自治体や国際社
会への影響などを常に意識して協力連携を図りながら、自然・生態系の損失を食い止め回
復させていく視点を重視し、自然が持つ多様な機能の活用も進め、自然との共生を目指す
必要があります。また、人類の生存を脅かしている今般の気候変動を抑えるため、人々の
行動やライフスタイル、社会のあり方を変えていく必要があります。地球規模で取組みを進め
て脱炭素社会を実現し、環境負荷の軽減を図らなければなりません。

(5) 自治体経営について

自治体経営については、資源や資産に限りがあることを十分認識し、経営効果の最適化を図らなければなりません。縦割りではなく複眼的な視点からシナジー効果²の発揮も視野に入れ、取組みを横断的に展開する必要があります。また、職員の意識改革や業務改善を進め、区民主体のサービスデザインを徹底して行政サービスのデジタル化の取組みを一層推進し、区民の利便性向上を図ることも重要です。区民や事業者と協働してイノベーションによる新たな価値の創出も図りながら、最新の技術や知見に基づき、常に変革し続け柔軟に対応可能な自治体経営を実現する必要があります。

² 相乗作用によるプラスの効果。

第3章 基本方針

世田谷区基本構想の実現に向け、今般の社会情勢などを踏まえ、今後の世田谷区政の基本方針として、区政が目指すべき方向性及び区政運営の基本的な指針である基本計画の理念について、次のとおり定めます。

1. 区政が目指すべき方向性

持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる

世田谷区基本構想を実現し、世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性を子どもや若者の世代に確実に引き継いでさらなる発展を遂げていくためには、持続可能性の視点を中心に据えた区政運営が不可欠であり、区民生活をはじめ、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営などにおいて、持続可能な未来に向けた環境整備を図っていくことが重要です。

引き続き参加と協働を区政の基盤とし、公共的役割を担い地域を支えている町会・自治会や商店街、世田谷が誇る豊富な地域人材や地域資源などとの連携強化により参加と協働のさらなる促進を図りながら、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、地球環境や生態系が適切に維持保全され、将来世代が必要とするものを損なうことなく選択肢や可能性が広がる未来の確保を目指していきます。

2. 計画の理念

計画全体を貫き計画の土台となる根本的な考え方として、次の6つを計画の理念として位置づけます。

(1) 参加と協働を基盤とする

- 地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、持続可能な社会の構築に向け、参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とします。
- 今般の危機的状況のなかで、現状を打破して持続可能な未来を確保していくため、わくわく感を創出して人や社会に幸福感や肯定感を生み出しながら、レジリエンスを高め、参加意欲を醸成し、さらなる参加と協働の促進に結びつけます。
- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
- 区内には事業所が多数存在し、民間企業や職能団体なども地域社会を構成する一員として大きな役割を担っていることから、事業者などへの働きかけを進め、区民・事業者との連携強化に努めます。
- 多様な出会いの機会・場を創出し、住民自治を充実させることを通して、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指します。

(2) 区民の生命と健康を守る

- 区民の生命と健康を守ることは、自治体として何よりも重要な課題であり、引き続き最優先に取り組んでいきます。子どもや若者から高齢者まで誰もが生命や健康を守られ、地域や他者との関わり合いの中で元気に自分らしく生きていける社会の実現に向け、医療、保育、教育などにおけるすでに確保されたベーシックサービスについてはこれを堅持するとともに、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点を取り入れます。

(3) 子ども・若者を中心に据える

- 子ども・若者は、一人ひとりが権利の主体であり、大人と同様に地域社会を構成する一員です。地域を一緒につくっていく主体として明確に位置づけ、子ども・若者が参加しやすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考えます。
- 将来の人口減少局面を見据え、次代の社会を担う子ども・若者が住み続けたい、住みたくなる地域づくり、子育てしやすい環境づくりの視点を取り入れます。

(4) 多様性を尊重し活かす

- 高齢者や障害者、外国人^{※3}など異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、性別や年齢、国籍、文化の違いや障害の有無から、価値観や単独世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯などの家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていきます。
- 特別なニーズを持つ人々のための的確かつ柔軟な支援と誰でも参加、活動できる場の確保の両面の視点に配慮します。

(5) 地域・地区の特性を踏まえる

- 地域に密着したサービスや地域の実態に即した参加と協働のまちづくりを展開するため、世田谷を均質化して考えるのではなく、各地域や地区の人口構成や世帯構成、地域資源、課題などを十分考慮し、区民ニーズを的確に捉えて政策・施策を組み立てます。
- 世田谷区地域行政推進条例及び地域行政推進計画の視点を十分踏まえます。

(6) 日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

- 災害対策は日常生活と切り離して考えるものではなく、平常時から防災・減災の視点を意識し、平常時の取組みを災害時にも役立てるといった考え方が大切です。また、気候危機への対応は地球規模の大きな転換が必要な課題であり、自然環境と共生した社会の実現に向けては、日本のみならず地球全体の健全な環境の維持に対して適切な役割を果たすべく日常生活におけるあらゆる取組みをいかに環境負荷低減につなげていけるかといった視点が重要となります。そのため、日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考え、政策・施策を組み立てます。

³ 日本においては、日本国籍を有しない者を意味する。ただし、世田谷区基本計画大綱においては、外国人に関する「多様性の尊重」について、国籍だけではなく、多様な文化（言語・生活習慣・宗教等）を持つ人々を含むものとし、この人々を含めて「外国人」と表記する。

3. 地域経営の考え方

区は区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを進め、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現します。本庁・総合支所・まちづくりセンターの地域行政制度の三層制のもと、まちづくりセンターは区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、総合支所は地域経営を担う行政拠点として区民生活を支え、区民主体のまちづくりを支援します。

＜基盤となる取組み＞

- (1) 参加と協働のまちづくりを進めます。
- (2) 地域包括ケアの地区展開（包括的支援体制）の充実を図ります。
- (3) 地区・地域の情報発信を強化し、共有化を図ります。
- (4) DXの推進によりまちづくりの取組みの効果を高めます。
- (5) 区の体制を整備します（権限、予算、組織、人事、研修）。

第4章 政策

1. 重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、次の6つを重点政策として位置づけます。

(1) 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

- 子ども・若者は一人ひとりが権利の主体であり、地域社会を構成する一員です。地域を一緒につくっていく主体として、子ども・若者の声をしっかりと聴き、政策に取り入れるため、日常的かつ継続的に意見を表明しやすい環境づくりや意見を反映させるための仕組みづくりを進めます。
- 子どもたちが適切な生活習慣を身につけるとともに、自分の将来を選択する力を育てるよう、自己の価値観が形成される子ども期において、すべての子どもが地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や居心地よく安心して過ごせる場が身近にある環境づくりを進めます。
- 大人になってからの生活に大きな影響を与えるといわれる非認知能力⁴などを、遊びや生活を通して育むことができるよう乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。
- 子ども・若者が積極的に参加できる場や地域で力を発揮できる機会の充実を図るほか、若者のチャレンジを応援するため、起業を支援するなど、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう、子ども・若者の今に焦点をあてた施策展開を図ります。
- 妊娠期から孤立することなく、日々の暮らしの身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら安心して暮らせるよう、区、医療、地域等の連携による子ども家庭支援を充実します。また、支援に切れ目が生じないよう、保健、医療、福祉、教育のさらなる連携強化に取り組みます。
- 子どもを望む人が安心して妊娠・出産し、育て、暮らし続けられる居住環境の整備や地域づくりを様々な主体と力を合わせて進めていきます。さらに、子育て家庭や子育てを支える多様な世代が、地域の中でつながりながら、ともに学び、活動し、交流できる場や機会を充実します。
- 子どもの減少に応じて単に支援や施設を減らすのではなく、子ども・子育て支援施策を拡充することをベースに、多世代交流を含めた地域や人とのつながりに資する機能付加の視点を取り入れ、支援や施設ごとに分かれていた施策を総合的に組みかえ、一体化する方向を目指します。

(2) 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

- 子どもたちの興味関心や将来の進路等の選択肢が多様化するなか、個に応じた多様な学びの重要性が増しています。子どもたちが自ら地域課題の解決策や興味、関心が高

⁴ 主に意欲・意志・情動・社会性に関わる「自分なりの目標に粘り強く取り組む力」「人と関わる力」「自分の感情や行動をコントロールする力」などの要素からなる。

いテーマなどについて考える探究的な学びへと学びの質的転換を進め、「参加・協働」の視点も一つのキーワードとして捉えながら、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが生き生きと学べる学校教育を目指します。

- 増加する不登校の子どもへの支援やインクルーシブ教育の実現に向けた取組みが求められるなか、一人ひとりの子どもの将来性や可能性を保障するため、誰一人取り残さない教育を推進するとともに、多様な学びの場の確保を進めていきます。
- 誰もがやりがいや生きがいを持ち、生き生きと暮らせる社会の実現に向け、生涯を通じて学び続けられる環境の確保が重要です。地域の教育機関や多様な社会資源と連携、協力し、区がコーディネート役を担いながら、社会教育の充実や区民の主体的な学びの支援などに取り組み、生涯学習の基盤のさらなる整備を進めていきます。
- 社会状況が急激に変化するなか、社会に出た後に、必要なタイミングで学び直しを行うリカレント教育や、能力やスキルを磨き続けていくことができる環境が求められています。誰もがいつでも何度でも学ぶことができ、学んだことを生かせる機会や場の充実を図りながら、様々なことにチャレンジできる社会の実現を目指していきます。

(3) 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成

- 社会的な孤立や孤独が大きな社会問題となるなか、町会・自治会を中心とするコミュニティを基本に、お祭りなどの地域の誰もが参加できるイベントを定期的で開催するなど、地域住民同士が継続的に交流できる機会を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりを心がけ、住民相互の関係性を深め、災害時にもお互いが支え合い、助け合える関係性の構築や地域コミュニティの醸成を図っていきます。また、地域とつながり続けられる環境の整備を図るため、地域のネットワークを広げながら、相談支援や見守り体制の強化に取り組みます。
- 地域には高齢者や障害者、外国人など多様な人々が暮らしており、多様性を認め合い、新たな出会いが生まれることで、地域住民同士の新たなつながりが芽生え、地域活動などへの参加意欲の向上にもつながります。地域住民の自主的な活動が重層的に展開できる環境の整備や文化・芸術・スポーツの振興などに取り組み、多様な出会いの機会の創出や誰もが様々な活動に参加できる機会の確保を図りながら、アクティブでポジティブなまちづくりを進めます。
- 身近な地域や地区におけるコミュニティの醸成にあたっては、世田谷区地域行政推進条例及び世田谷区地域行政推進計画を踏まえ、まちづくりセンター、総合支所、本庁の三層制のもと、デジタル技術の活用なども進めながら、気軽に参加できる機会を拡充して区民参加のさらなる促進を図っていきます。

(4) 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化

- 住民同士の支え合い活動を広げながら、区を含めた関係機関のネットワークを強化し、連携して重層的な施策展開を発展させることで、誰もが元気で生き生きと尊厳をもって地域で暮らすことのできる基盤を強化し、困難や生きづらさを抱えている人に支援が届く取組みや仕組みの構築を目指します。
- 生活拠点となる住まいの確保への支援は重要な課題であり、特に単身高齢者や障害者、ひとり親家庭への支援を強化します。また、深刻化する貧困問題は、実態が見えにく

く、対応が難しい課題であり、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など、制度や分野の狭間に陥りやすく、複合的な課題に対しても、しっかりと対応していきます。

- すべての区民の人権が尊重され、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる社会を築くため、ジェンダー平等に向けた男女共同参画の推進をはじめ、総合的に取組みを進めます。特に、若年女性への支援が手薄な状況を踏まえ、妊娠の可能性が生じ始める時期から安心して相談できる体制の整備や健康的な生活への支援の強化に取り組みます。
- 支援を必要とする人の中には、困っていることを知られたくない、相談することに不安を抱いている人も多くいます。また、困っていると思っていない人や支援を望まれない人もいます。そういった人々の意思決定に寄り添う視点を大切にし、相談・支援の場とともに参加の場も広げるなど、様々な主体とも連携して工夫を凝らしながら、政策や施策の立案、展開を図っていきます。
- 災害時に備え、要配慮者に対する施策に優先的に取り組む必要があり、災害時に安心して生活を送れるよう支援策の充実を図ります。

(5) 脱炭素社会の構築と自然との共生

- 人類の生存を脅かしている今般の気候危機は、世田谷区の実践だけで解決できる問題ではありません。地球の生態系の健全性を維持できるように、人々の行動やライフスタイル、社会のあり方を変えていく必要があります。他自治体との連携はもとより、国境を越え、世界の様々な人々や組織と認識を共有し、行動の面でも連帯を深めていく地球に暮らす一住民としての取組みが必要です。省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用、脱炭素化やグリーンインフラをはじめとした取組みは国際社会共通の現状認識や対策の方向に即したものであり、今後は環境分野のみならず、経済、教育、福祉、建築やまちづくりといったあらゆる分野の中で進めていきます。
- 区民や事業者と協力し、みどりづくりや地下水涵養、雨水利用、ヒートアイランド対策などの取組みを民有地も含めて一層推進することで、災害にも強くしなやかなまちづくりを進めます。
- 多様な生物に支えられた生態系の働きを高めていく持続可能な暮らしを実現するためには、資源を浪費せずに循環的に使うなど、区民の日常行動やビジネススタイルの変容が必要です。区民や事業者の積極的な参加が得られるよう、意識や行動の変革を促す取組みやそれを支えるルールなどの基盤の整備を進め、地域のまちづくりとも連動させながら行動変容を加速していきます。
- グリーンインフラの推進により自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かしながら、生態系の維持も含めた自然環境との共生のための取組み、みどりの保全・創出、国分寺崖線や農地の保全の取組みを一層進め、区民が暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感、享受でき、心の豊かさや幸福感を感じられ、居心地がよく住みやすいまちづくりにつなげていくとともに、みどりに恵まれた世田谷の良好な住環境を、子どもや若者の世代へ確実に引き継いでいきます。

(6) 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出

- 災害に強く安全で区民が快適に暮らせる街づくりに向け、区民の生活を支える都市基盤の整備は不可欠なものとなっています。社会インフラの計画的な維持・更新に取り組むとともに、建築物の耐震化や不燃化、豪雨対策、道路ネットワークの整備、地域公共交通対策などを着実に進めていきます。
- 三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺の広域生活・文化拠点をはじめとする生活拠点の整備において、目指す都市像を共有し、魅力と活力のある都市の創出を図ります。
- 地域や地区の特性、資源を活かした街づくりのさらなる推進や、誰もが移動しやすくみどり豊かで住みやすい・住みたくなる良好な住環境の維持、向上を図ります。
- 官民連携などによる柔軟な発想で、公園や民間のオープンスペースなど都市空間の有効活用を図り、人々が出会い・交流する場や誰もが親しみやすく居心地の良い空間を創出するなど、歩いて楽しい街づくりを進め、人中心の豊かな生活と多様な人々の交流を通じたイノベーションの創出を実現し、まちの魅力を高めていきます。
- 区民の生活をベースとする起業や創業も既に区内ではかなり見受けられており、事業所や企業による既存産業の振興に加え、区民も産業振興の主体に含め、地域社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興にも取り組みます。
- 今般の地域課題は多様化しており、その解決の担い手となる地域人材、起業家の輩出、育成は非常に重要です。商店街などを拠点に、デジタルプラットフォームも活用しながら、起業家の輩出や育成を支える基盤づくりを進めます。
- 多様な人々がいて、多様な地域課題があることは、一方でビジネスチャンスも多様ということです。共感を得やすい地域課題の解決をテーマにした起業学習などにより創業機運の醸成を図るなど、新たなビジネス創出につながる取組みを進め、ビジネスの場として魅力的な環境の整備を図ります。

2. 分野別政策

「分野別政策」では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを明らかにします。また、分野別政策の策定にあたり、基本方針が示す総合的な視点を十分考慮するとともに、重点政策との関連性を明確にします。

分 野	政策の方向性
子ども・若者	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりがのびやかに育つ環境づくり ・安心して子育てできる環境の整備 ・若者が力を発揮できる環境づくり
教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな学校教育の推進 ・不登校支援の強化 ・生涯を通じた学習の充実
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・誰もとり残さない地域づくり ・地域福祉を支える基盤の整備
災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心のまちづくり ・災害に強い街づくり
環境・リサイクル・みどり	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化の推進 ・快適で暮らしやすく環境に配慮した生活環境の構築 ・豊かな自然環境の保全・創出
経済・産業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な地域産業の持続性確保に向けた基盤強化 ・起業の促進と多様な働き方の実現 ・地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進 ・地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費の推進
文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術の振興 ・生涯スポーツの推進
都市整備	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある街づくり ・交通ネットワークの整備 ・都市基盤の整備・更新
人権・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性の尊重 ・地域コミュニティの促進

第5章 計画実行の指針

1. 計画実行の指針

計画に掲げる施策の推進にあたり、必ず考慮すべき指針について、次のとおり定めます。

(1) SDGsの推進

- SDGsの目標年次である2030年に向け、基本計画の施策とSDGsとの関連性を明らかにし、関連性を意識しながら分野横断的な施策展開を図り、一体的に推進していきます。
- 事業の意思決定にあたり、事業がSDGsに対して与える影響を考慮して複眼的な視点で可否を決定するなど、最大の効果を発揮できるよう努めます。

(2) DXの推進

- 時代に即したデジタル技術の活用によりDXの取組みを推進し、区民主体のサービスデザインを徹底して利便性を高めるため、デジタルファーストで行政サービスを再構築します。
- デジタルツールを効果的に活用した多様な世代の意見表明や区政参加の促進の取組み、様々な情報の共有が可能となる仕組みの検討を進めます。DXの推進にあたっては、デジタル機器の扱いに不慣れな区民に情報格差が生じないように、フォロー体制も合わせて構築します。
- オープンデータや庁内でのデータの分野横断的な利活用、新たなクラウドサービスの活用について、仕組みの構築や運用ルールの整備を図るほか、デジタル化における他自治体との連携や既存ツールの活用も考慮しながら、より快適で効率的な環境づくりを進めていきます。

(3) 緊急時・非常時の体制整備

- 天変地異に起因する災害や新たな感染症の感染拡大など、緊急事態・非常事態が生じた際は、人命の救助と被害の軽減に最優先に取り組みます。
- 緊急時・非常時の体制整備や必要な対策への予算措置を最優先し、状況に応じて補正予算などで迅速に対応します。
- 緊急事態・非常事態に迅速かつ柔軟に対応するため、明確な指揮命令系統のもと、組織の垣根を超えた全庁的な体制を構築し、対応にあたります。
- 職員一人ひとりが緊急時・非常時の対応や業務継続計画の内容を十分に理解し、的確に行動できるよう平時から意識を高めていきます。

(4) 組織運営の変革

①柔軟な組織体制

- 社会状況の変化が目まぐるしい中、突発的な課題に即座に対応していくため、課題

に応じた機動的な対応が可能なアジャイル型組織^{※5}への転換を目指すとともに、民間を含む多様な社会資源とも連携を図りながら、柔軟な組織体制を構築していきます。

②職員の政策立案・政策実現能力等の向上

- 基本計画の策定、推進に際して、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進をはじめ、職員の政策立案能力や政策遂行能力の向上に取り組みます。
- 飛躍的に進展しているデジタル技術など時代に即した知識や職務遂行の土台となる法令知識の習得など、基本計画を支える職員のスキル向上に取り組みます。
- 民間企業への職員派遣や外部人材の登用などを積極的に進め、民間企業の経営感覚やコスト意識など公務では得られない専門知識やノウハウの取得によるスキル向上などを図り、専門性の高い課題の解決や新たな施策展開につなげていきます。
- 基本計画の実効性を高めるため、職員が日頃から自らの業務を振り返り、より精度を高めていけるよう、調査研究を日常業務の一環として捉えてしっかりと行えるための体制づくりを進めます。

③行政サービスの提供体制の整備

- 社会情勢の急激な変化や区民ニーズの高度化・多様化に的確に対応していくため、デジタル技術の活用、業務手法の見直しなどを通じて、適切な行政サービスの提供体制を整備します。
- 生産年齢人口が減少する中で、多様な働き方の整備や業務生産性の向上、職員の意識改革などを通じて、持続可能な形で行政サービスを提供する組織・人員体制を整備します。

（5）情報発信・情報公開

- 世田谷区の取組みを区民や事業者をはじめ、他自治体などにも広く正確に理解してもらえるよう、プッシュ型、プル型の情報発信に一層力を入れるとともに、戦略的かつ効果的な情報発信により、世田谷のブランド力の向上を図っていきます。
- 情報公開を通じて、公正で開かれた区政を実現するため、区政に関する情報や文書の適切な管理、保存などを徹底するとともに、情報開示・情報公開の利便性の向上に取り組めます。

（6）行政評価

- 基本計画を着実に進めるため、基本計画が目指す目標や姿について指標を設定して進捗状況の把握や評価を行うとともに、各政策や施策についても、指標にもとづき定期的に成果管理を行う行政評価を徹底し、課題と改善方法を明らかにします。
- 計画全体の進捗状況を確認するための適切なチェック体制や各政策や施策の相互の関連性によってもたらされる効果や影響についても評価を行える仕組みの検討を進めます。

⁵ 機動的でスピード感に優れた組織。ソフトウェア開発で用いられていたアジャイル開発（開発工程を機能単位の小さなサイクルで繰り返し、状況の変化に応じながら開発を進めていく手法）の概念を、組織全体に適応させた考え方。

(7) 他自治体や国際社会との協力連携

- 世田谷区政は他自治体や国際社会と支え合いながら進めてきたことを再認識し、政策や施策の立案・推進にあたっては、常に他自治体や国際社会への影響などを意識して協力連携を図りながら、取組みを進めます。
- 区がこれまで積極的に進めてきた地方・都市との交流・連携について、政策面での連携を含め一層の推進を図ります。

第6章 持続可能な自治体経営

計画に掲げる「目指すべき未来の世田谷の姿」の実現に向け、以下の視点からの取り組みを進め、持続可能な自治体経営の確立を目指します。

1. 多様な主体との連携強化による経営力の向上

区民ニーズや区政課題に区単独で対応するには限界があるなか、区民や地域団体、民間事業者など、多様な主体で形成されるネットワークと積極的に協力し、課題解決に向けた取り組みを進めることが重要です。

そのため、行政の持つ情報を積極的に共有するなど、多様な主体が公共サービスの担い手となれる環境を整備し、最適な担い手とともに地域課題を適切に把握し解決できるよう、外部からのアイデアやスキル、資源を積極的に活用していく新たな仕組みを専門家集団である各部署が構築し、柔軟かつ的確な行政経営を行う必要があります。

新たな仕組みの構築にあたっては、戦略的に経営資源を投入することで、体制移行の促進を図り、生み出した経営資源は地域の相談支援業務など地域行政推進の考え方を踏まえた、地域や地区の特性を活かす政策・施策展開へと振り向け、「参加と協働」を基盤とした新たな行政経営への移行を図ります。

2. 区民目線による行政サービスの向上

区民目線のサービスデザインの徹底、進化するテクノロジーをフルに活用したスピードと効率の大幅な改善、柔軟なワークスタイルの実現などにより、現在の縦割りの組織のあり方や仕事の進め方を改め、各組織ごとの情報の共通資源化や可視化、蓄積など従来の枠組みを超える行政経営のスタイルの構築に取り組んでいきます。

3. 経営資源の最適化

自律的な行財政運営に向け、時代にあった事業の見直しやさらなる財源の確保に取組み、子ども・子育て関連施策や社会保障関連経費、都市基盤や区立小中学校をはじめとする社会インフラの更新経費や大規模災害への備えなど、増加する行政需要に対し、適切に経営資源を投入するなど、「ヒト・モノ・カネ」と言われる経営資源には限りがあることを十分に認識し、常に経営効果の最適化に取り組んでいきます。

【基本計画体系図】

基本方針

<区政が目指すべき方向性>

持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる

<計画の理念>

- 参加と協働を基盤とする
- 区民の生命と健康を守る
- 子ども・若者を中心に据える
- 多様性を尊重し活かす
- 地域・地区の特性を踏まえる
- 日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

<地域経営の考え方>

地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを進め、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現する。

政 策

<重点政策>

子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

多様な人が出会い、支え合い、活動できる
コミュニティの醸成

誰もが取り残されることなく生き生きと
暮らせるための支援の強化

脱炭素社会の構築と自然との共生

安全で魅力的な街づくりと産業連関による
新たな価値の創出

<分野別政策>

基本構想の「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理

計画実行の指針

- SDGsの推進
- DXの推進
- 緊急時・非常時の体制整備
- 組織運営の変革
- 情報発信・情報公開
- 行政評価
- 他自治体や国際社会との協力連携

持続可能な自治体経営

- 多様な主体との連携強化による経営力の向上
- 区民目線による行政サービスの向上
- 経営資源の最適化